

埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会 転院搬送実施要領

平成 29 年 12 月 13 日承認

1 目的

この要領は、救急業務としての転院搬送を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 定義

「転院搬送」とは医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関へ搬送することをいう。

3 転院搬送の要件

救急業務としての転院搬送は、原則として以下の（１）及び（２）の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の移送手段が活用できないと判断される場合に実施する。

（１）緊急性

緊急に処置が必要であること。

（２）専門医療等の必要性

要請医療機関では困難な、下記のいずれかの医療が必要であること。

ア 高度医療

イ 専門医療

ウ 緊急の手術等

4 転院搬送の実施にあたり必要な事項

（１）搬送先医療機関の選定

搬送先医療機関は、あらかじめ要請医療機関において選定をし、受入れの了解を得ておくこと。

（２）救急自動車への同乗

転院搬送にあたっては、原則として医師又は看護師が同乗すること。

（３）地理的な範囲に関する事項

搬送先医療機関の選定にあたっては、本来の救急業務に支障のないよう、所要時間や距離等を考慮して決定する。

（４）転院搬送を前提に傷病者を受入れた場合の対応

あらかじめ転院搬送を前提として傷病者の受入れを行った医療機関は、上記 3 に関わらず、転院搬送を要請することができる。

5 手続

(1) 要請方法

要請医療機関は、「転院搬送依頼書（別紙様式）」（以下、「依頼書」と言う。）に必要事項を記入し、管轄消防(局)本部に 119 番通報後、救急車が到着したら救急隊に依頼書原本を手交するものとする。

ア 依頼書を記入するいとまがない場合には、カルテや診療情報提供書のコピーを添付することをもって、依頼書の代わりとすることができる。

イ 搬送先医療機関欄については、医療機関名のほかは省略することを可能とする。

ウ 【傷病者情報】の項目については、氏名と診断名のほかは省略することを可能とする。

(2) 搬送時の引継ぎ等

要請医療機関は、救急隊の到着に備え搬送の準備をしておく。また、救急隊は、搬送に必要な傷病者情報等を確認し、必要に応じて担当医師等から情報提供を受けるとする。

(3) 搬送後の報告等

救急隊は、転院搬送完了後、実施状況を消防長に報告するとともに、当該記録を保管することとする。また、必要に応じて要請医療機関に連絡をする。

6 その他

(1) 患者等搬送事業者に関する情報提供

消防本部は、必要に応じて利用可能な患者等搬送事業者について、医療機関に情報提供を行う。

7 施行日

平成 29 年 12 月 13 日

(別紙様式)

転院搬送依頼書

平成 年 月 日

〇〇〇〇消防長 様

医療機関名 _____

下記のとおり、転院搬送を要請します。

要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分
緊急性・必要性 ※口内をチェック	<input type="checkbox"/> 高度・専門医療等が必要であり、緊急に他の医療機関に搬送 する必要がある。
転院搬送理由 ※口内をチェック	<input type="checkbox"/> 緊急手術・処置 <input type="checkbox"/> 入院(全身管理) <input type="checkbox"/> 専門的治療 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
要請元担当医師	担当科名 : _____ 担当医師名 : _____
同乗者氏名	1 医師・看護師等 : _____ 2 付添い(続柄) : _____
搬送先医療機関	医療機関名 : _____ 連絡先 : _____ 担当科名 : _____ 担当医師名 : _____

【傷病者情報】

傷病者名	_____ (男・女)	生年月日 T・S・H 年 月 日 (歳)
診断名	_____	
その他必要な情報 (バイタルサイン・救急隊への処置等の指示)		